

ひとり親世帯臨時特別給付金のご案内

新型コロナウイルス感染症の影響により、子育てと仕事を一人で担うひとり親世帯に対する支援を行うため、臨時特別給付金を支給します。

【支給対象者】

＜基本給付＞①～③いずれかに該当する方

- ①令和2年6月分の児童扶養手当の支給を受けている方
- ②公的年金などを受けていることにより児童扶養手当の支給を受けられない方
- ③新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、直近の収入が減少した方

＜追加給付＞上記①または②の支給対象者のうち、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて家計が急変し、収入が大きく減少しているとの申し出があった方

【給付額】＜基本給付＞1世帯5万円、第2子以降1人につき3万円

＜追加給付＞1世帯5万円

【申請手続きなど】①に該当の方は、申請は不要です。8月中旬以降に指定の口座に振り込みます。

＜基本給付＞②・③と＜追加給付＞の方は、申請が必要です。

子ども医療費助成制度 (マル乳・マル子) 更新手続き

〔受付期間〕

8月17日(月)～9月4日(金)

〔提出場所〕

子ども家庭支援センター・保健福祉センター・役場住民課窓口

〔提出書類〕

- ①現況届
- ②健康保険証のコピー
(申請者とお子さんのもの)

現在お持ちの医療証(橙色)の有効期限は、令和2年9月30日までです。

対象の方には、更新手続きの通知をお送りしますので、ご提出ください。

10月からの医療証(若草色)につきましても、現況届ご提出後9月末日までに郵送します。ただし、期限後にご提出いただいた場合は、10月1日以降の発送となる場合がありますのでご注意ください。

学童指導員(会計年度任用職員)募集

〔採用予定日〕令和2年9月頃から

〔勤務内容〕町内学童クラブで児童の保育、指導

〔勤務条件〕

- ・任期/令和3年3月31日まで
(勤務成績良好時は再度任用)
- ・勤務日/週3日のシフト制勤務(不定日で土曜勤務あり)
- ・勤務時間/小学校放課後から午後6時30分頃まで(内6時間)、学校休業日は午前8時頃から午後6時30分頃まで(内6時間)
*時間外勤務の場合あり
- ・報酬手当/時給1,102円～
- ・期末手当/支給要件を満たした場合に支給
- ・通勤費用/町規定により支給

〔各申込手続〕

- ・申込方法/町ホームページに掲載の「会計年度任用職員募集のお知らせ」にある採用申込書(写真添付)に必要な事項を記載のうえ、本人または代理人が直接総務課(役場2階)に持参、または郵送(簡易書留)
- ・申込期日/令和2年8月31日(月)必着
- ・選考方法/1次 書類選考
2次 面接:1次選考合格者対象
- 〔その他〕資格、勤務日等については、ご相談に応じます。